第十五条第十一項中「協定規則第94号第２改訂版補足第２改訂版の技術的な要件（規則5.（5.2.8.を除く。）及び6.に限る。）をいう」を「同規則第２改訂版補足第４改訂版の規則5.（5.2.8.を除く。）及び6.に限る」に、「及び第百条第十項中」を「とあり、及び第百条第十項中」に、「を」を「とあるのは」に改め、同条に次の二項を加える。

20　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十七年八月十二日以前に製作された自動車

二　平成二十七年八月十三日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十七年八月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

ロ　平成二十七年八月十三日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十七年八月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

21　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第十項及び第百条第十二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十二条第十項及び第百条第十二項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十七年八月十二日以前に製作された自動車

二　平成二十七年八月十三日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十七年八月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

ロ　平成二十七年八月十三日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十七年八月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第十八条第四項中「同規則第４改訂版補足第６改訂版」を「同規則第４改訂版補足第７改訂版」に改める。

第二十条第十二項中「「協定規則第16号第６改訂版補足第３改訂版」」を「「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第４改訂版」」を「「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版」」に、「「同規則第６改訂版補足第３改訂版」」を「「同規則第６改訂版補足第４改訂版」」に、「「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第５改訂版補足改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」」を「「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版」」に、「「協定規則第16号第６改訂版補足第４改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」」を「「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第５改訂版補足改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」」に、「「同規則第６改訂版補足第３改訂版」」を「「同規則第６改訂版補足第４改訂版」」に、「「協定規則第16号第６改訂版補足第３改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）に定める基準」」を「「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）に定める基準」」に、「「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第５改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」を「「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第５改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」」に改める。

第二十二条第十項中「同規則第４改訂版補足第６改訂版」を「同規則第４改訂版補足第７改訂版」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百二十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「並びに第五項第五号、第八号及び第十号、第十六条第五項及び第七項」を「、第五項第五号、第九号及び第十一号並びに第七項、第十六条第二項第一号」に、「第九十三条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項各号列記以外の部分及び同項第二号（同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。）、第四号及び第七号、第四項、第五項第五号、第八号及び第十号並びに第六項、第九十四条第四項、第五項、第六項」を「第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第六項並びに第八項、第九十四条第二項第一号及び第四項」に、「第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項第二号（同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。）、第四号及び第七号、第四項第二号（同条第二項第五号及び第十二号の基準に係る部分に限る。）、第三号、第五号及び第八号、第五項第五号、第八号及び第十号並びに第六項」を「第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで及び第八号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第四項第一号（同条第二項第四号及び第十号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号及び第十号、第六項並びに第八項」に改める。

第二条第二号中「並びに第五項第五号及び第八号から第十号まで、第十六条第二項、第五項及び第七項」を「、第五項第五号及び第九号から第十一号まで並びに第七項、第十六条第二項」に、「第九十三条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十二号、第三項第二号（同条第二項第四号から第六号まで、第九号及び第十号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第四号、第四項第二号（同条第二項第五号及び第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第九十四条第二項（第九十三条第二項第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第五項第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）、第五項及び第六項」を「第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第九十四条第二項（第九十三条第二項第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第五項第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）、第五項及び第六項」を「第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第九十四条第二項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第百七十二条第二項（第百七十一条第二項第九号」に改める。

第三条第二号中「、第十六条第五項及び第七項」を「及び第七項、第十六条第二項第一号」に、「第九十三条第二項第六号、第九号、第十一号及び第十二号、第九十四条第二項第五項及び第六項」を「第九十三条第二項第六号、第九号、第十一号及び第十二号、第九十四条第二項第五項、第八号、第十号及び第十一号並びに第八項」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。